議案第５号

大網白里市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

大網白里市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月１３日提出

大網白里市長　　金　坂　　昌　典

大網白里市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大網白里市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第１１条第３項中第１０号を第１２号とし、第４号から第９号までを２号ずつ繰り下げ、同項第３号中「第９号」を「第１１号」に改め、同号を同項第４号とし、同号の次に次の１号を加える。

(5) 次のいずれかに該当する者であって、１年以上児童福祉事業に従事したもの

ア　学校教育法の規定による大学を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

イ　学校教育法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第１０２条第２項の規定により大学院への入学が認められた者

ウ　学校教育法の規定による大学院を卒業した者

エ　外国の大学を卒業した者

第１１条第３項中第２号の次に次の１号を加える。

(3) 児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）第５条の２の８第１項に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。